

赤塚税務会計事務所通信

年末調整 2023

～改正事項と留意事項～

今年はスーパーエルニーニョが発生するらしく、暖冬の傾向にあるそうです。そうは言っても朝晩は風が冷たく季節が進んでいることを実感するようになりました。

さて、早いものでまもなく年末調整の時期を迎えます。今年は大きな改正はありませんが、年末調整の留意事項を振り返ってみましょう。

改正事項～非居住者である扶養親族

扶養控除の対象となる扶養親族について改正がありました。これまで、**非居住者(生活の本拠が海外にある人)**で扶養控除の対象となるのは、16歳以上で「親族関係書類」、「送金関係書類」を提出又は提示している場合でした。

令和5年分については、まず年齢により区分が分かります。

- イ. 16歳以上 30歳未満の人
- ロ. 年齢 70歳以上の人
- ハ. 30歳以上 70歳未満の人

の3つに区分されます。

イ、ロ、については、これまでと大きく変わりませんが、ハ、のいわゆる現役世代の非居住者については、扶養控除の対象となるには、

- ①留学している場合
- ②障害者である場合
- ③所得者から年間38万円以上の送金を受けている場合

のいずれかに該当する必要があります。

また、③に該当する場合には、「親族関係書類」のほか「38万円送金書類」が必要になります。

なお、国内居住親族の扶養控除の範囲について

は、昨年から変更ありません。

扶養控除等申告書

ここからは、改正事項ではなく、おさらい事項になります。

まず、扶養控除等申告書についてです。扶養控除等申告書は、毎月の給料から天引きする所得税(源泉所得税)の計算のほか、年末調整にも使われる重要な書類です。

原則的には、その年の最初の給料の支給日までに提出することになっています。年末調整の際に、翌年分の扶養控除等申告書が配られるのもこのためです。

前年から引き続き雇用している従業員さんについては、前年の年末調整時に提出してもらっていると思いますが、本年の途中で入社した場合には、入社時に提出してもらいましょう。

入社時に提出し忘れてしまっている場合でも、年末調整までに、本年分の扶養控除等申告書を提出した場合には、その申告内容に基づいて扶養控除等を行うことができますので、提出がもれている場合には、提出してもらいましょう。

裏面に続きます～

また、年の途中で扶養親族に変更があった場合や所得者本人の状況に変更があった場合(障害者に該当することとなった、寡婦に該当することとなった等)には扶養控除等(異動)申告書を提出してもらいましょう。

基礎控除申告書、配偶者控除等申告書

基礎控除については、所得者本人の所得によって控除額が段階的に変わります(所得者本人の所得が2,400万円以下までは変わりません)。

また配偶者(特別)控除については、所得者本人の所得と配偶者の所得によって、控除額が段階的に変わります(所得者本人の所得が900万円以下、かつ、配偶者の所得が48万円以下までは変わりません)。

本人の所得について、会社からの給与所得については、会社で把握できますが、給与所得のほか不動産所得がある場合や、雑所得(年金)などがある場合には合計所得金額で判定するため注意が必要です。

また、配偶者の所得について、年末調整時までに金額が確定していないこともあるかと思いますが、このときは年末調整時点の見積額で計算することになります。

保険料控除申告書

保険料控除申告書は、生命保険料控除、地震保

険料控除、社会保険料控除、小規模企業等掛金控除を受ける場合に提出が必要となります。

また、保険会社等から送られてくる控除証明書を忘れずに添付しましょう。

社会保険料控除については、国民年金保険料以外については、証明書類に提出義務はありませんが、計算誤りを防止するために、提出してもらったほうが安全かと思います。

また、近年、個人型確定拠出年金(iDeCo)を利用される方も増えてきました。iDeCoの掛金や、小規模企業共済の掛金などは、年末調整で小規模企業等掛金控除を受けることができますので、証明書類を添付のうえ、保険料控除申告書に記載しましょう。

まとめ

今回は、年末調整の改正事項と基礎控除、配偶者(特別)控除、保険料控除の基本的な内容をお伝えしました。このほかにもひとり親控除や寡婦控除については、所得者からの申告もれが発生しやすいので注意しましょう。

また、医療費控除、寄付金控除、雑損控除については、年末調整では控除できず、確定申告が必要になりますので、従業員さんから関係書類が提出されてしまったときは、確定申告を促しましょう。



赤塚税務会計事務所

埼玉県吉川市大字吉川1605-2

TEL 048-972-4803 FAX 048-972-4809

MAIL akatsuka@a-taxlaw.com HP <https://a-taxlaw.com>

なまずの里 吉川から信頼の税務サービスをお届けします！